

公益財団法人横浜市シルバー人材センター賛助会員要綱

制 定 令和2年7月6日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における賛助会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、センター会員及び就業に関する規程第2条第3項により、横浜市内に住所又は事務所がある個人又は団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力する者で、理事長の承認を得た者とする。

2 賛助会員が以下の各号のいずれかに該当するときは、賛助会員に事前に通知又は催告することなく、センターの賛助会員資格を直ちに喪失することができるものとする。この場合、第三者への賛助会員資格の継承はできない。

(1) 賛助会員が入会申込時及び届出事項変更時に虚偽の事項を届け出たことが判明したとき

(2) 賛助会員が会費の支払い、その他、センターに対する責務の履行を怠ったとき

(3) センターの名誉を著しく傷つける行為、または賛助会員としての品位を損なう行為があったと理事長が認めたとき

(4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき

(5) 政治的、宗教的な目的で利用していると認められるとき

(6) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月22日横浜市条例第51号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団経営支配法人等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している個人又は団体

(7) 前各号に定めるもののほか、センターが賛助会員として不適切と認める相当の事由が発生したとき

(登 録)

第3条 賛助会員として登録しようとする者は、所定の加入申込書（別記様式）を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会 費)

第4条 賛助会員の会費は、別表のとおりとする。

(会費の不返還)

第5条 既に納入した会費はこれを返還しない。

(会費の使途及び会計)

第6条 会費はセンターの事業を遂行する経費に充てる。

(特 典)

第7条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

(1) センターホームページへの社名・氏名の表記等（希望者に限る。）

(2) センター会報（年3回）の送付

(3) センター会報への広告掲載（希望者に限る。会費5口以上の賛助会員に限る。）

2 前項第3号の場合において、以下のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(9) 人材募集に係るもの

(10) 前各号に定めるもののほか、広告として不相当であると理事長が認めるもの

(補 則)

第8条 この要綱に定めのない事項については、理事長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

(別 表)

種別	会費額
個人	団体
年額 1口 5,000円	年額 1口 5,000円